

表4 賛助会員専用電話の認知度と利用状況

	家庭用品 [n=80]	医薬品 [n=68]	農薬・工業用品等 [n=26]
	企業数(%)	企業数(%)	企業数(%)
【認知度】			
はい(知っていた)	33 (41.3)	44 (64.7)	20 (76.9)
いいえ(知らない)	46 (57.5)	24 (35.3)	5 (19.2)
未回答	1 (1.3)	0 (0)	1 (3.8)
【利用状況】(未入会の場合は希望)			
利用している	9 (11.3)	14 (20.6)	9 (34.6)
利用していない	11 (13.8)	13 (19.1)	7 (26.9)
利用したい	28 (35.0)	21 (30.9)	5 (19.2)
利用しない	29 (36.3)	17 (25.0)	4 (15.4)
未回答	3 (3.8)	3 (4.4)	1 (3.8)
【対応後の完了報告】			
希望する	51 (63.8)	50 (73.5)	20 (76.9)
希望しない	17 (21.3)	9 (13.2)	3 (11.5)
未回答	12 (15.0)	9 (13.2)	3 (11.5)
【報告手段】(複数回答有り)			
電話	5 (-)	5 (-)	1 (-)
FAX	22 (-)	15 (-)	7 (-)
メール	30 (-)	36 (-)	16 (-)
未回答	0 (-)	2 (-)	0 (-)

表5 自社製品の受信状況報告(例)

2006年1月報告分

4-0000 株式会社A

受付月日	商品名	連絡者所属	年齢	性別	経路	状況	状況詳細	発生時の商品形態	量	症状有無	受信までの症状
(1) 1月1日	Bカビ取り剤	一般市民	22歳	女性	吸入	不慮(誤使用)	カビ取り剤を1本以上使用して、浴室の掃除を2時間行った。		2時間	あり	咳、息苦しさ、悪心
(2) 1月3日	C台所用中性洗剤	一般市民	30歳	男性	経口	不慮(誤使用)	水筒に入っていた洗剤の希釈液を水と間違えて飲んだ。	希釈	コップ1杯	あり	嘔吐
(3) 1月8日	D洗濯用洗剤(粉)	一般市民	1歳3か月	女性	経口、眼	不慮の事故	粉末洗剤を下にこぼして、なめたか少量飲み込んだ。眼にも少量入った。		なめた程度 ~少量	あり	眼充血
(4) 1月13日	E浴室用洗剤	一般市民	2歳0か月	女性	経口	不慮の事故	浴室用洗剤を少量飲んだ。口の中からにおいがした。		少量	あり	咳
(5) 1月18日	E浴室用洗剤	一般市民	2歳6か月	男性	経口	不慮の事故	浴室用洗剤を1~2口飲んだ。		1~2口	あり	嘔吐
(6) 1月18日	D洗濯用洗剤(粉)	一般市民	1歳1か月	女性	経口	不慮の事故	15分前に洗濯用洗剤の箱に入っていた計量スプーンを口に持っているところを発見した。口の周りに白いものが付いていたが、量ははっきりしない。		なめた程度 ~不明	なし	
(7) 1月19日	F住居用洗剤	医療機関	2歳0か月	女性	経口	不慮の事故	100倍希釈した漂白剤を入れておいていた洗い桶を子どもが倒して、床にこぼしていた。少量飲んでいる可能性がある。		少量*	あり	嘔吐
(8) 1月21日	G住居用洗剤	一般市民	45歳	女性	眼	不慮(誤使用)	45分前に掃除をするために住居用洗剤を雑巾にかけていたところ、飛び跳ねて眼に入った。		少量	あり	眼痛み、眼充血
(9) 1月25日	C台所用中性洗剤	一般市民	4歳	男性	経口	不慮の事故	台所用洗剤をお茶の容器に移し替えていた。弱弱を見ていなかったが、子どもが原液を1口飲んだ可能性がある。		1口*	あり	咳、腹痛
(10) 1月27日	E浴室用洗剤	医療機関	22歳	女性	経口	故意(自殺企図)	1時間前に浴室用洗剤を飲んだ患者が10分前に受診した。現在処置中のため、詳細は不明である。		1/2本~不明	あり	悪心
(11) 1月29日	H漂白剤	その他	60歳	女性	経口	不慮(誤使用)	塩素系漂白剤の原液をコップに入れて置いていたことを忘れて、そこに麦茶を入れて飲んでしまった。	希釈	コップ1杯	あり	悪心、鼻、喉の刺激感

受信件数：11件

財団法人日本中毒情報センター

量*：「曝露していない可能性がある」ことを示す。

表6 受信状況報告 頻度の希望

1回の報告間隔	家庭用品 [n=60]	医薬品 [n=51]	農業・工業用品等 [n=22]
	企業数 (%)	企業数 (%)	企業数 (%)
1か月	23 (38.3)	30 (58.8)	7 (31.8)
3か月	14 (23.3)	9 (17.6)	6 (27.3)
6か月	14 (23.3)	4 (7.8)	6 (27.3)
1年	5 (8.3)	5 (9.8)	1 (4.5)
その他	3 (5.0)	2 (3.9)	1 (4.5)
未回答	1 (1.7)	1 (2.0)	1 (4.5)

表7 受信状況報告の項目(16項目)とその必要性

	家庭用品 [n=60]	医薬品 [n=51]	農業・工業用品等 [n=22]
	企業数 (%)	企業数 (%)	企業数 (%)
①受信月日	58 (96.7)	50 (98.0)	21 (95.5)
②商品名	58 (96.7)	50 (98.0)	22 (100.0)
③問い合わせ者所属	59 (98.3)	47 (92.2)	22 (100.0)
④患者年齢	58 (96.7)	49 (96.1)	21 (95.5)
⑤性別	56 (93.3)	48 (94.1)	21 (95.5)
⑥経路(経口、吸入、経皮等)	59 (98.3)	50 (98.0)	22 (100.0)
⑦状況(不慮の事故、自殺企図、労災等)	58 (96.7)	49 (96.1)	22 (100.0)
⑧状況の詳細	57 (95.0)	47 (92.2)	20 (90.9)
⑨事故発生時の商品形態(希釈等)	58 (96.7)	38 (74.5)	22 (100.0)
⑩曝露量	54 (90.0)	48 (94.1)	21 (95.5)
⑪受信までの症状の有無	56 (93.3)	45 (88.2)	21 (95.5)
⑫受信までの症状の詳細	51 (85.0)	44 (86.3)	20 (90.9)
⑬受信後の症状の経過*	52 (86.7)	41 (80.4)	22 (100.0)
⑭医療機関への受診の有無*	53 (88.3)	44 (86.3)	21 (95.5)
⑮受診した場合の治療内容*	52 (86.7)	42 (82.4)	21 (95.5)
⑯転帰(外来受診のみ、通院、入院等)*	45 (75.0)	46 (90.2)	18 (81.8)

*⑬～⑯は現在の報告書に記載はない

表8 中毒110番電話番号 名義使用(製品、パンフレットへの記載)の認知度と使用対象

	家庭用品	医薬品	農薬・工業用品等
	[n=80]	[n=68]	[n=26]
	企業数 (%)	企業数 (%)	企業数 (%)
【認知度】			
はい(知っていた)	29 (36.3)	29 (42.6)	20 (76.9)
いいえ(知らない)	49 (61.3)	38 (55.9)	5 (19.2)
未回答	2 (2.5)	1 (1.5)	1 (3.8)
【MSDSへの掲載】			
掲載している	7 (8.8)	0 (0)	14 (53.8)
掲載したい	10 (12.5)	4 (5.9)	2 (7.7)
利用する予定はない	49 (61.3)	41 (60.3)	8 (30.8)
不要	10 (12.5)	17 (25.0)	0 (0)
未回答	4 (5.0)	6 (8.8)	2 (7.7)
【カタログ・パンフレットへの掲載】			
掲載している	7 (8.8)	1 (1.5)	8 (30.8)
掲載したい	8 (10.0)	7 (10.3)	6 (23.1)
利用する予定はない	42 (52.5)	41 (60.3)	9 (34.6)
不要	17 (21.3)	15 (22.1)	2 (7.7)
未回答	6 (7.5)	4 (5.9)	1 (3.8)
【自社のホームページへの掲載】			
掲載している	3 (3.8)	1 (1.5)	3 (11.5)
掲載したい	9 (11.3)	7 (10.3)	8 (30.8)
利用する予定はない	45 (56.3)	37 (54.4)	11 (42.3)
不要	15 (18.8)	17 (25.0)	3 (11.5)
未回答	8 (10.0)	6 (8.8)	1 (3.8)
【留守番電話応答メッセージへの録音】			
利用している	3 (3.8)	6 (8.8)	0 (0)
利用したい	9 (11.3)	11 (16.2)	8 (30.8)
利用する予定はない	43 (53.8)	32 (47.1)	13 (50.0)
不要	17 (21.3)	15 (22.1)	3 (11.5)
未回答	8 (10.0)	4 (5.9)	2 (7.7)

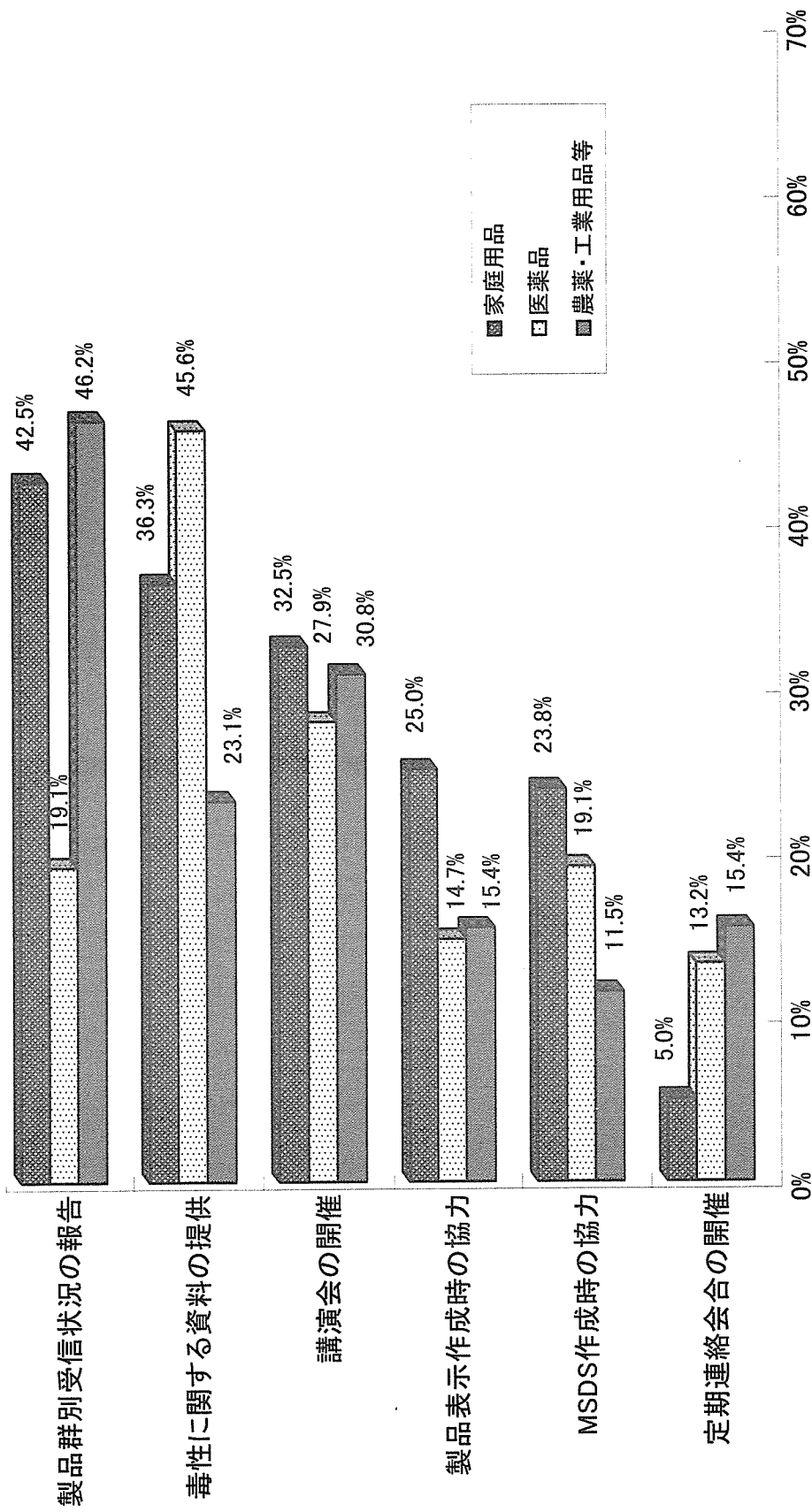


図1 JPICに対するその他の要望

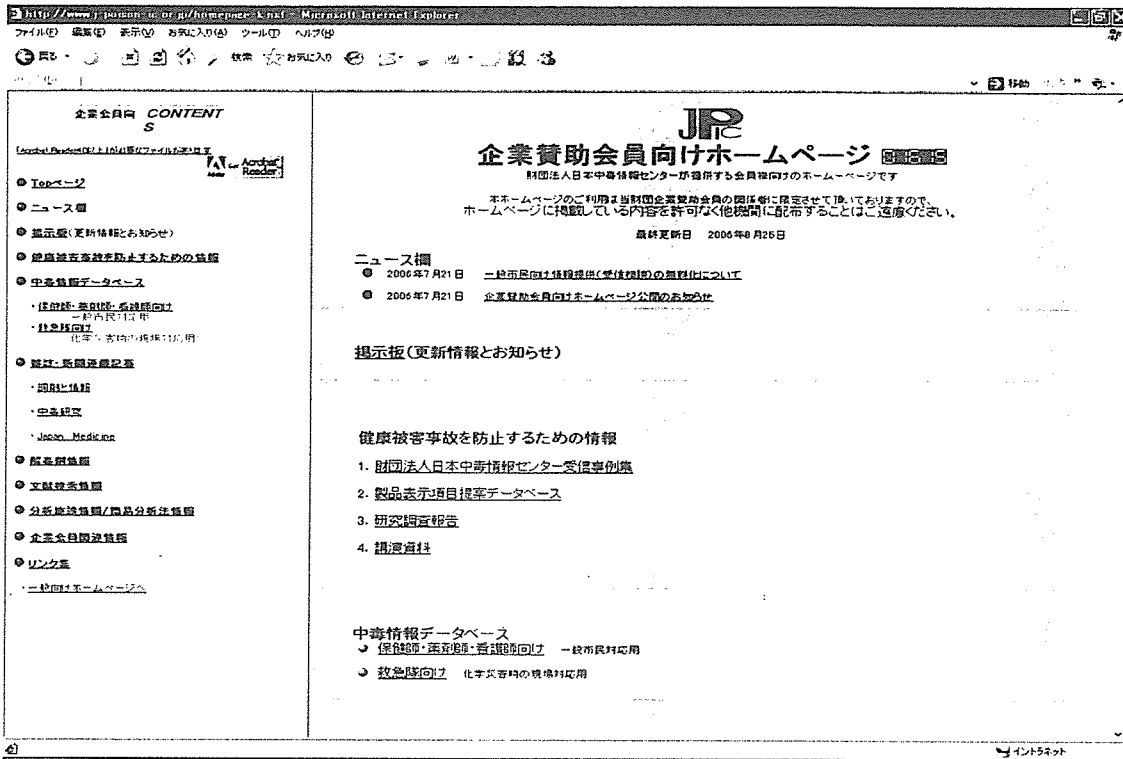


図2-1 企業向けホームページ (トップページ)

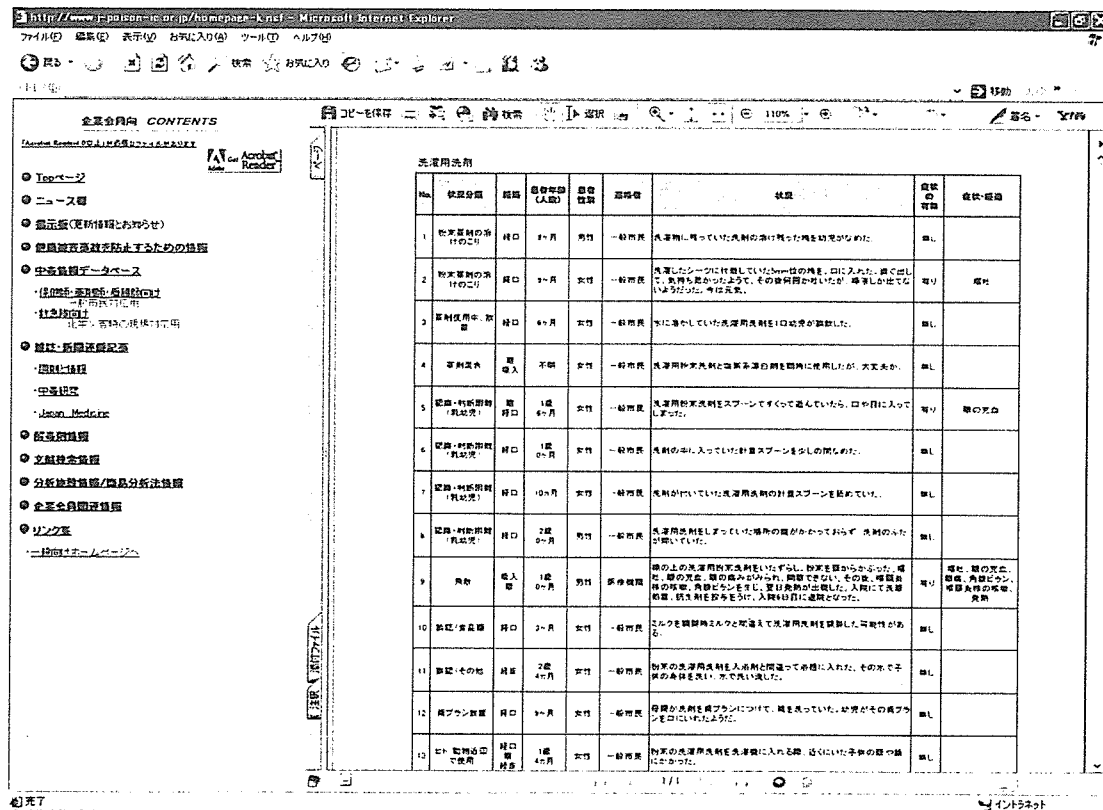


図2-2 企業向けホームページ (JPIC受信事例集 掲載例: 洗濯用洗剤)

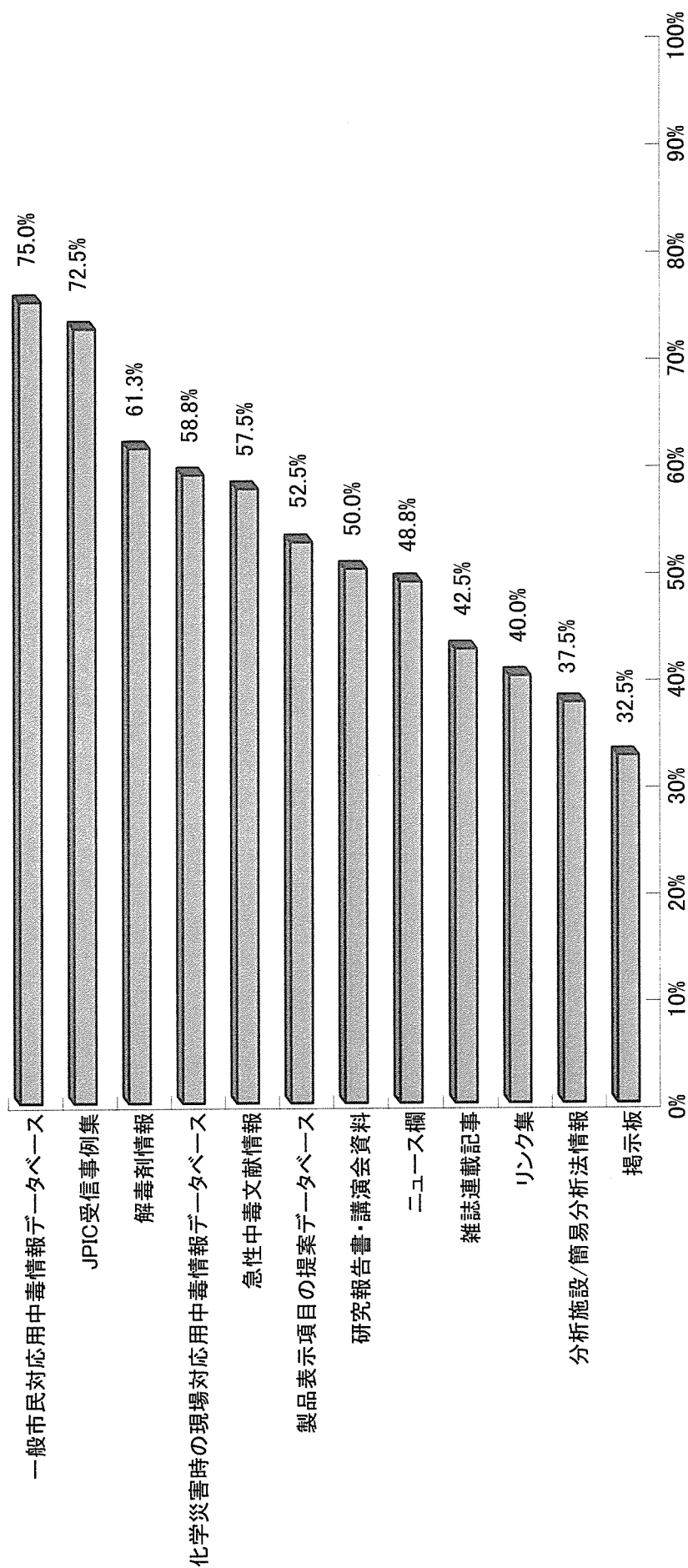


図3 企業向けホームページ 掲載項目の必要性(家庭用品グループ)

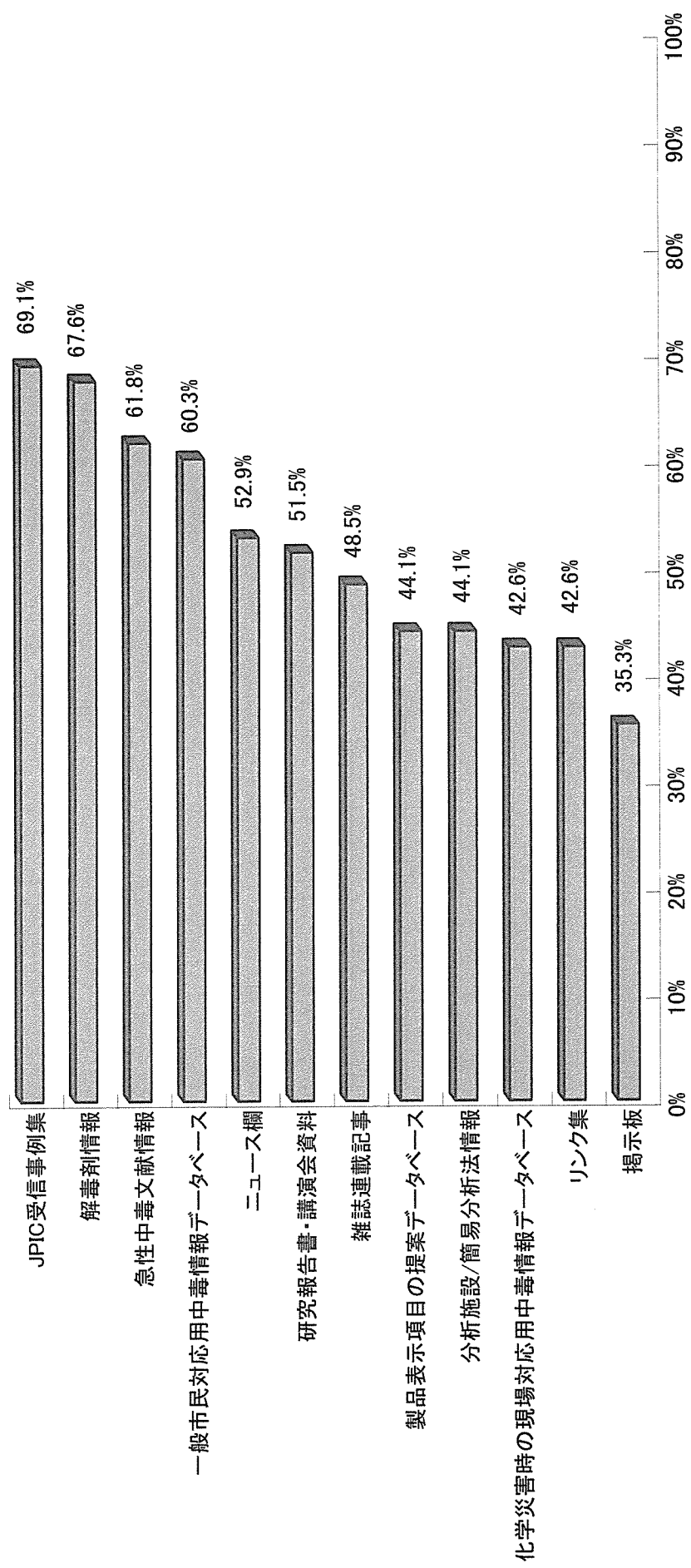


図4 企業向けホームページ掲載項目の必要性(医薬品グループ)

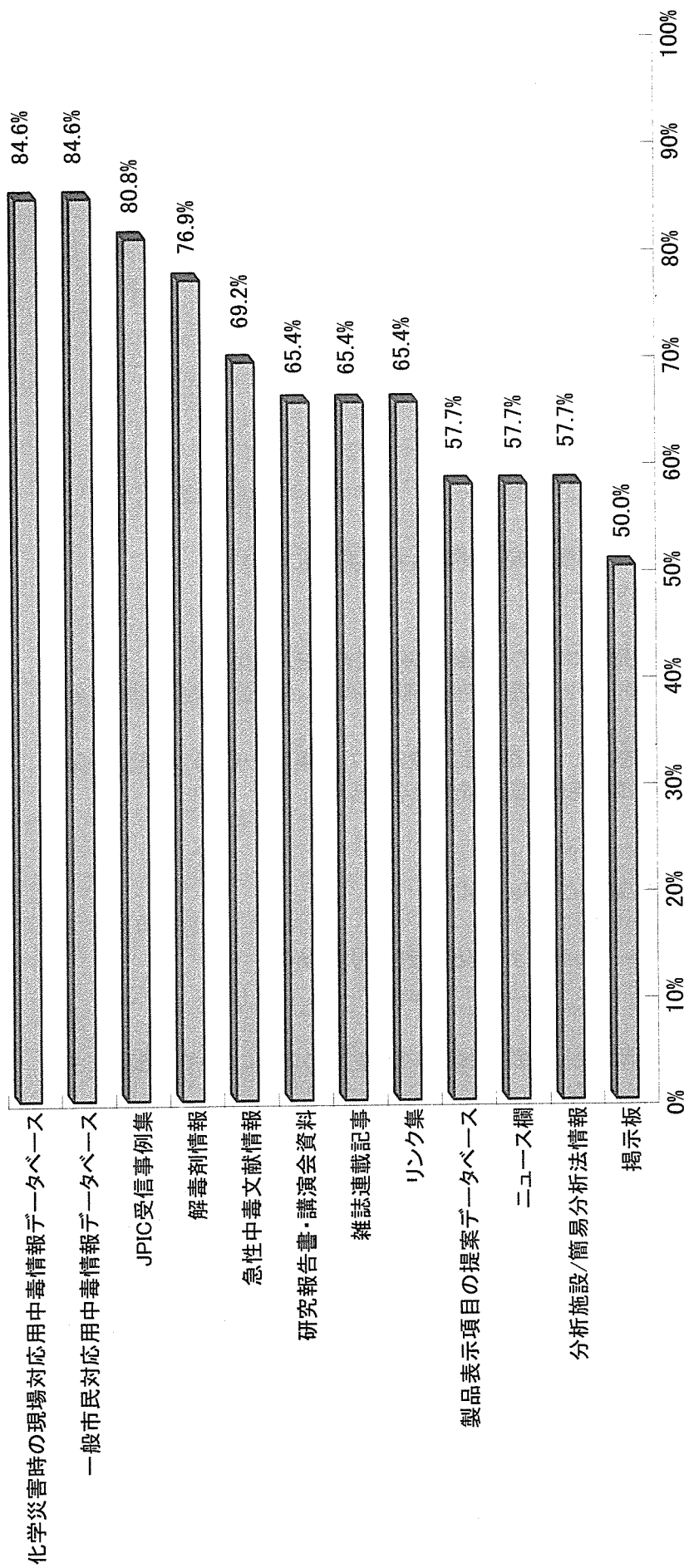


図5 企業向けホームページ掲載項目の必要性(農薬・工業用品等グループ)

(財)日本中毒情報センター 賛助会企業会員向けサービスに関するアンケート

貴社名、回答くださる方の所属、役職、氏名及びご連絡先をご記入ください。

貴社名 ()

所属 ()

役職 ()

氏名 ()

ご連絡先 : 住所

電話番号

メールアドレス

記入年月日 2006年 月 日

以下の設問について、該当する番号に○印をつけ、()内には具体的にご記入ください。

A. 貴社の取り扱い製品、および消費者向け問い合わせ窓口について

(差し支えない範囲でご記入ください。)

1. 貴社で取り扱われている製品群について、該当するすべてをご記入ください。

1. 家庭用石鹼・洗剤・洗淨剤 2. 家庭用殺虫剤・防虫剤等 3. 家庭用芳香・消臭・脱臭剤
4. その他の家庭用品()
5. 化粧品類(医薬部外品を含む)、6. 医薬品(医療薬)、7. 医薬品(一般薬)、8. 動物用薬、
9. 農薬等農業用品 10. 工業用化学薬品・業務化学製品
11. その他()

2. 貴社で取り扱われている製品数をご記入ください。

- ・ ()製品
- ・ そのうち、新製品、リニューアル製品は年間どの程度ありますか。
新製品()製品、リニューアル製品()製品

3. 貴社におけるお客様からの問い合わせ窓口(お客様相談室等)の体制についてご記入ください。

- ・ 問い合わせ窓口 1. あり、2. なし
- ・ 対応時間・曜日 ()
- ・ 担当者数 ()
- ・ 問い合わせ件数 : 1日()件 または月間()件
うち、急性中毒(誤飲、吸入、目・皮膚曝露、医薬品の過量投与等による急性の健康被害)関連
: 1日()件 または月間()件

4. 貴社において、お客様からの問い合わせ窓口(お客様相談室等)以外で、急性中毒事故を把握する方法がございましたら、ご記入ください。

()

- ・ 事故把握件数 : 1日()件 または月間()件

5. 急性中毒事故への対応および事故防止に関して、日頃お感じになっていることがあれば、自由にご記入ください。

[]

B. 日本中毒情報センター賛助会企業会員向けサービスについて

日本中毒情報センターでは、急性中毒事故の対応と防止のために、賛助会企業会員に対し、賛助会専用電話サービス(企業の依頼により、事故当事者や医療関係者に対して、直接当センターから、緊急情報提供を行う)や、自社製品の受信状況報告などを行っております。

以下の各項目に関して、率直なご意見をお聞かせください。

1. 賛助会専用電話サービスについて

- 1) 企業会員向けの賛助会専用電話サービスについてご存知でしたか。
1. はい 2. いいえ
- 2) ご利用状況について(未入会の場合は、入会した場合を仮定してお答えください)
(企業会員)
1. 利用している 2. 利用していない
- (未入会企業)
3. 利用したい 4. 利用しない
- 3) 対応後の完了報告(対応が終了した旨の報告のみ)について
1. 希望する 2. 希望しない

上記で1. と答えた場合、回答の手段をお答えください。

1. 電話 2. FAX 3. メール

- 4) 賛助会専用電話サービスについて、ご意見、ご要望がございましたらご記入ください。

[]

3. 中毒110番電話番号の名義使用について

中毒110番電話番号の名義使用とは、製品の包装、製品安全データシート(MSDS)等に中毒110番電話番号を掲載する、あるいは、お客様相談室等の夜間・休日留守番電話応答メッセージに中毒110番の番号案内を録音することができるサービスです。

- 1) 中毒110番電話番号の名義使用についてご存知でしたか。
 1. はい
 2. いいえ
- 2) 個別製品の包装、製品安全データシート(MSDS)への掲載について
 1. 既に、掲載している
 2. 有用であり、掲載したい
今後、掲載したいとお考えの場合、掲載見込み製品数がわかりましたらご記入ください
()製品
 3. 有用と考えるが、現在のところ利用する予定はない
理由()
 4. 不要 理由()
- 3) カタログ(医薬品添付文書集、農薬要覧などを含む)・パンフレットへの掲載について
 1. 既に、掲載している
 2. 有用であり、掲載したい
 3. 有用と考えるが、現在のところ掲載する予定はない
理由()
 4. 不要 理由()
- 4) 貴社のホームページへの掲載について
 1. 既に、掲載している
 2. 有用であり、掲載したい
 3. 有用と考えるが、現在のところ掲載する予定はない
理由()
 4. 不要 理由()
- 5) 留守番電話応答メッセージへの録音について
(お客様相談室等の夜間・休日留守番電話応答メッセージで中毒110番の番号を案内する)
 1. 既に、利用している
 2. 有用であり、利用したい
 3. 有用と考えるが、現在のところ利用する予定はない
理由()
 4. 不要 理由()
- 6) 中毒110番電話番号の名義使用について、ご意見、ご要望がございましたらご記入ください。

()

4. その他のサービスについての貴社における必要性について

- 1) 自社製品による健康被害事故が発生し、日本中毒情報センターに問い合わせがあった場合に、速報(原則として翌営業日。個人・医療機関が特定できる情報は含まない)は必要でしょうか。
 1. 希望する
 2. 希望しない
- 2) 他社製品を含む「製品群別」(商品名は非公開)の受信状況報告(年1回)は必要でしょうか。
 1. 必要
 2. 不要
- 3) 貴社において「製品表示」を作成される際に、日本中毒情報センターの協力(参考資料の提供、監修等)を希望されますか。
 1. 希望する
希望内容に○をおつけください(複数可)
1 参考資料の提供 2 監修 3 その他()
 2. 希望しない
- 4) 貴社において「製品安全データシート(MSDS)」を作成される際に、日本中毒情報センターの協力(参考資料の提供、監修等)を希望されますか。
 1. 希望する
希望内容に○をおつけください(複数可)
1 参考資料の提供 2 監修 3 その他()
 2. 希望しない
- 5) 貴社の製品に含有される成分について、その「毒性に関する資料の提供」を希望されますか。
 1. 希望する
 2. 希望しない
- 6) 日本中毒情報センターによる「急性中毒に関連する講演等の開催」を希望されますか。
 1. 希望する
 2. 希望しない
- 7) 貴社と日本中毒情報センターによる「定期的な連絡会合」を希望されますか。
 1. 希望する
頻度はどの程度を希望されますか
1. 月1回 2. 3か月に1回 3. 6か月に1回
4. 年1回 5. その他()
 2. 希望しない
- 8) 以上のほかに、貴社が日本中毒情報センターに希望されるサービスがございましたら、その内容具体的にご記入ください。

()

C. 日本中毒情報センターの企業会員向けホームページについて

日本中毒情報センターでは、一般向け、会員向け(医療従事者)ホームページとは別に、企業会員向けのホームページを新たに公開いたしております。

以下の掲載項目について、掲載の必要性についてご意見をお聞かせください。

日本中毒情報センター受信事例集

(代表的な健康被害事例の紹介)

1. 必要 2. 不要 3. わからない

製品表示項目の提案データベース

1. 必要 2. 不要 3. わからない

中毒情報データベース

①一般市民対応用

1. 必要 2. 不要 3. わからない

②化学災害時の現場対応用

1. 必要 2. 不要 3. わからない

研究報告書・講演会資料

1. 必要 2. 不要 3. わからない

雑誌掲載記事

1. 必要 2. 不要 3. わからない

解毒剤情報

1. 必要 2. 不要 3. わからない

急性中毒文献情報

1. 必要 2. 不要 3. わからない

分析施設／簡易分析法情報

1. 必要 2. 不要 3. わからない

ニュース欄

1. 必要 2. 不要 3. わからない

掲示板

1. 必要 2. 不要 3. わからない

リンク集

1. 必要 2. 不要 3. わからない

企業会員向けのホームページについて、ご意見、ご要望がございましたらご記入ください。

[]

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

私たちの消費生活が
より安全・安心になります！

消費生活用製品安全法の改正について

～製品事故を防止して、安全・安心な生活を～

パロマ工業製ガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒死傷事故
や家庭用シュレッダーによる幼児手指切断事故などを踏まえ、国は
製品事故情報を収集・公表し、消費者の安全・安心を目指します。

平成18年
経済産業省

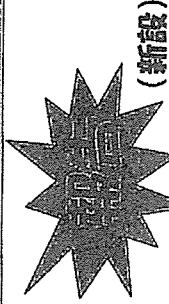
【本件に関するお問い合わせ先】
経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課
住所：東京都千代田区霞が関1-3-1
電話：03-3501-4707

～消費者の皆様へ～

★国は、重大な製品事故情報を随時公表しますので、新聞、
国や都道府県などのホームページに注目してください。

★万一、製品事故の被害にめりれた場合には、メーカー、輸入
業者、販売店などに、至急ご連絡ください。

消費生活用製品安全法の改正で、
製品事故情報の報告・公表制度ができます。



死亡、重傷、火災などの重大な製品事故が発生した場合、
メーカーや輸入業者は、国に事故報告を義務づけ、国は情
報を的確に把握します。

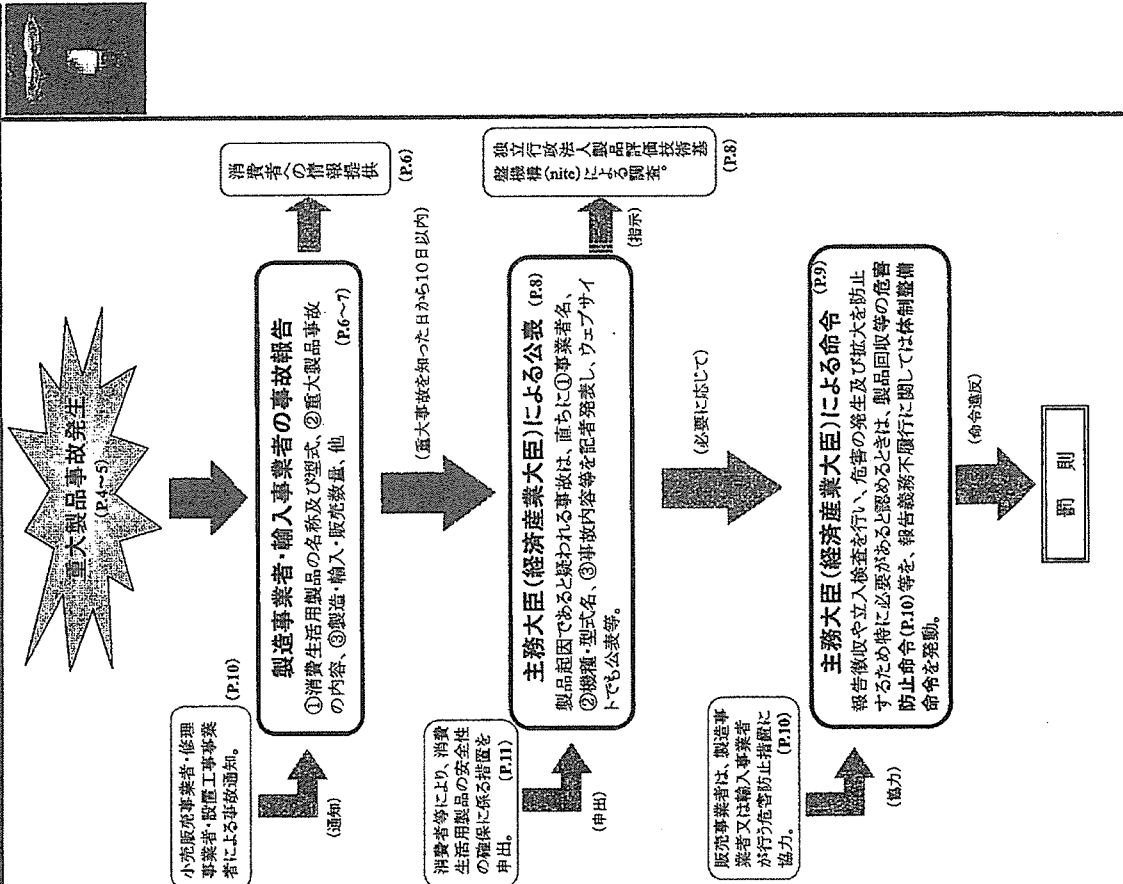
公表
(新設)

国は、事故情報を収集・分析し、その結果を広く国民
に公表して、第二の重大事故を防止します。

命令

国は、メーカーや輸入業者に安全でない製品の製造や輸入
を禁止したり、回収するよう命令します。

製品事故発生から報告、公表、罰則
(新制度の概要等)



政省令における「重大製品事故」の要件等の規定案について

平成19年3月7日

1. 政令で定める「重大製品事故」の要件
(規定)

第四条 法第二条第五項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。
 一 一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。
 イ 死亡
 ロ 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき（その症状が固定したときを含む。）において主務省令で定める身体の障害が存するもの
 ハ 一酸化炭素による中毒
 ニ 火災が発生したこと。

2. 省令で定める「身体の障害」について
(規定案)

第二条 令第四条第一号ロの身体の障害で主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
 イ 両眼の視力（万国式視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のももの
 ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のももの
 ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
 ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
 イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
 ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
 ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
 ニ 平衡機能の著しい障害
 三 次に掲げる嗅覚の障害
 イ 嗅覚の喪失
 ロ 嗅覚の著しい障害で、永続するもの
 四 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
 イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失

(様式1)

(注) ※印の欄には記入しないこと。

取扱注意

報告書(案)

※管理番号	年 月 日
※受付年月日	年 月 日

五 次に掲げる肢体不自由
 口 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの
 イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
 ロ 一上肢又は一下肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はおや指以外の
 いずれかの指を第一指骨間関節以上で欠くもの
 ハ 一上肢又は一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひととさし指を含めて一
 上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 ニ イからハまでに掲げられるもののほか、その程度がイからハまでに掲げる障害の
 程度以上であると認められる障害
 六 循環器、呼吸器、呼吸器、消化器、泌尿器の機能の著しい障害で、永続し、かつ、日常
 生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

3. 省令で定める「報告の期限」及び「様式」について
 (規定案)

第三条 法第三十五条第一項の規定による報告をしようとする者は、その製造又は
 輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知った日
 から起算して十日以内に、様式第一の報告書を主務大臣に提出しなければならない。
 ない。

製品名	品名(ブランド名)		機種・型式等(生産国名)	
	年 月 日	午前・午後	時間	時頃
事故発生年月日	1.有 2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有 2.無	製品被害の有無
火災の有無	1.有 2.無	1.有 2.無	1.有 2.無	1.有 2.無
人的被害区分	①死亡()名	②魚傷又は疾病(治療に要する期間が90日以上のもの)()名 (以下の後遺障害が発生した場合、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害()名 2.聴覚又は平衡機能の障害()名 3.嗅覚の障害()名 4.音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害()名 5.肢体不自由()名 6.循環器機能の障害()名 7.呼吸器機能の障害()名 8.消化器機能の障害()名 9.泌尿器機能の障害()名		
	③負傷又は疾病(治療に要する期間が30日未満のもの)()名 (以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。) 1.視覚障害()名 2.聴覚又は平衡機能の障害()名 3.嗅覚の障害()名 4.音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害()名 5.肢体不自由()名 6.循環器機能の障害()名 7.呼吸器機能の障害()名 8.消化器機能の障害()名 9.泌尿器機能の障害()名	④人的被害なし		
事故内容	①事実関係 同一機種による類似事故の発生件数： 件 ②事故発生の原因 1.設計不良 2.製造不良 3.使用部品又は材料の不良 4.経年劣化 5.表示の不備 6.取扱説明書の不備 7.指示・工事の不備 8.その他() (以下、詳細を記述すること。)			
	③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止 2.輸入の中止 3.販売の中止 4.製品の改良 5.製造工程の改善 6.品質管理の強化 7.製品の回収 8.製品の点検・修理 9.消費者に注意喚起 10.表示の改善 11.取扱説明書の改善 12.特に措置しない 13.その他() (以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述すること。)			
④当該事故原因を調査した機関等名称及び連絡先 (名称) (連絡先)				
⑤事故品を保管している機関等名称及び連絡先 (名称) (連絡先)				

(様式2)

事故を認識した 契機と日時		年 月 日 午前・午後 時間	
事故発生場所		(住所)	
当該製品の 製造時期及び数量		年 月 日 から	年 月 日まで
当該製品の 輸入時期及び数量		年 月 日 から	年 月 日まで
当該製品の 販売時期及び数量		年 月 日 から	年 月 日まで
製造・輸入事業者の 名称及び所在地		(名称) 1.製造事業者 2.輸入事業者 (届出の有無) 1.あり(根拠となる法律名) 2.なし (所在地) : (電話番号) : (担当部署) : (担当部署電話番号) : (担当者氏名) :	
所属の業界団体名 及び所在地		(住所) (電話番号) :	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

参考資料(案)

※管理番号	年 月 日
※受付年月日	年 月 日

(注) ※印の欄には記入しないで下さい。

取扱注意

① 被害者	性別 1.男 2.女 (年齢: 歳)
② 人的被害内容	購入先企業名() 1.死亡 2.負傷又は疾病(治療に要する期間が30日以上のもの) 3.負傷又は疾病(治療に要する期間が30日未満のもの)
③ 人的被害区分	1.打撲 2.裂傷 3.擦過傷 4.火傷 5.皮膚障害 6.視覚障害 7.聴覚又は平衡機能障害 8.嗅覚機能の障害 9.音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害 10.肢体不自由 11.循環器機能の障害 12.呼吸器機能の障害 13.消化器機能の障害 14.泌尿器機能の障害 15.一酸化炭素による中毒 16.一酸化炭素以外の中毒 () 17.窒息 18.感電
④ 治療状況	1.完治 2.治療中 3.不明 全治 () 日間・内入院 日間・通院 日間 1.被害金額の弁償 2.製品の交換 3.修理・点検 4.引取り(代金返済) 5.慰謝料 6.調査・原因究明 7.謝罪(他の要望なし) 8.その他 () 9.要望なし
⑤ 被害者の要望	
⑥ 被害者への措置	1.被害金額の支払 2.製品交換 3.部品交換 4.修理・点検 5.部品提供 6.引取り(代金返済) 7.慰謝料の支払 8.事故原因等の説明 9.見舞金の支払 10.特に措置しない、11.被害者と交渉中 12.係争中(裁判等) 13.謝罪 14.その他 () 前項2～6.において 1.有償 2.無償 被害者の反応 1.納得 2.納得しない (内容)
被害金額: (円) 支払金額: (円)	

⑦ 事故製品の所有者	年 月 日購入 製品の使用期間 年 ヶ月使用
⑧ 製品の購入等年月日及び入手先	1.デパート 2.スーパーマーケット 3.一般商店 4.専門店 5.量販店 6.ホームセンター 7.通信販売 8.中古品販売店 9.共同組織等 10.製造事業者 11.輸入事業者 12.その他 () 13.不明

第一 目的及び定義

一 目的の改正

目的に製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を加えること。 (第一条関係)

二 定義の追加

- 1 消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、一般消費者の生命若しくは身体に対する危害が発生した事故又は消費生活用製品が滅失し、又はき損して当該危害が発生するおそれのある事故であつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のものを「製品事故」とすること。
- 2 製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものを「重大製品事故」とすること。

(第二条関係)

第二 情報の収集及び提供

④ 貼付されている マーク等の名称	取扱説明書の有無 1.有 2.無 3.不明 保証書添付の有無 保証書の有効期限 輸入日・製造日より	年 月
----------------------	---	-----

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(注) ・本資料は報告書の情報を補完するためのものであり、報告は任意である。

・報告の際は、遺言、製品事故に関する写真、図等を添付すること。

・①の色付きの欄に情報を記載する場合は、当該情報を②～④の欄の情報と併せて図に記載することとを、被番者本人に同意を得る必要がある(①の色付きの欄に情報を記載しない場合は、同意は不要)。

・②の色付きの欄に情報を記載する場合は、当該情報を③の欄の情報と併せて図に記載することとを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要がある(②の色付きの欄に情報を記載しない場合は、同意は不要)。